

甲賀市住民税申告・所得税の確定申告のご案内

令和8年2月～3月

会場 日	水口	土山	甲賀	甲南	信楽
	サントピア水口 共同福祉施設 1階 研修室	土山開発センター 1階 大集会室	甲賀地域市民 センター 2階 会議室	甲南地域市民 センター 3階 会議室	信楽地域市民 センター 2階 会議室
受付時間	8:30～11:30 13:00～16:00				
2月16日(月)	申告相談日	※ご注意 この期間は 開催してお りません。	佐山学区		
2月17日(火)	申告相談日		油日学区		
2月18日(水)	※ご注意 この期間は 開催してお りません。		大原学区		
2月19日(木)	申告相談日			※ご注意 この期間は 開催してお りません。	
2月20日(金)	申告相談日	鮎河、山内学区			※ご注意 この期間は 開催してお りません。
2月24日(火)	申告相談日	大野学区			
2月25日(水)	※ご注意 この期間は 開催してお りません。	土山学区			
2月26日(木)	申告相談日			希望ヶ丘学区	
2月27日(金)	申告相談日			第一学区	
3月 2日(月)	申告相談日			第一学区	
3月 3日(火)	申告相談日			第二学区	
3月 4日(水)	※ご注意 この期間は 開催してお りません。			第三学区	
3月 5日(木)	申告相談日			中部学区	
3月 6日(金)	申告相談日				多羅尾、朝宮学区
3月 9日(月)	申告相談日				小原学区
3月10日(火)	申告相談日				雲井学区
3月11日(水)	※ご注意 この期間は 開催してお りません。				信楽学区
3月12日(木)	申告相談日				信楽学区
3月13日(金)	申告相談日				
3月16日(月)	※ご注意 この期間は 開催してお りません。				

○甲賀市の申告会場では、令和8年1月1日現在、甲賀市に住民登録のある方を受付します。

○下記の申告については受付できませんので、税務署の申告会場(サントピア水口 共同福祉施設1階 教養文化室)で申告してください。

- ・譲渡所得(土地や株式を売ったときの所得)のある申告
- ・住宅借入金等特別控除を初めて受ける申告
- ・事業(農業・営業等)による合計収入金額が1,000万円以上の申告
- ・雑損控除を受けようとする申告
- ・青色申告、消費税の申告、令和6年分までの確定申告、死亡者の申告(準確定申告)
- ・その他複雑な内容の申告

＜申告相談時のお願い＞

農業所得・営業所得など、事業所得のある方は、必ず収支内訳書を作成してご来場ください。
医療費控除を受ける場合は、「医療を受けた人・病院別」に計算した医療費の明細書を作成してご来場ください。
昨年の申告書の控えをお持ちの場合は、申告相談へお持ちください。
駐車場の台数が限られていますので、できるだけ自家用車でのご来場はご遠慮ください。